

別紙 8

賃貸借業務仕様書

令和 8 年度公用パソコン及びプリンター式の賃貸借業務の仕様について、次のとおりとする。

1 賃貸借物件に関する仕様書

別紙 9 のとおり

2 設置する場所

下関市役所本庁舎及び出先事務所（詳細は別紙 10 参照）

3 設定及び設置に関する仕様書

別紙 11 のとおり

4 内容

(1) 契約期間

契約締結日から令和 13 年 9 月 30 日まで

(2) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

(3) 賃貸借料

賃貸借料の支払は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、賃借人は、請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

賃貸借料には、当初における搬入、設定、設置、前賃貸借物件を下関市役所本庁舎内又は本庁管内出先庁舎の 1 箇所に集積するための費用、前賃貸借物件のデータ消去費用及び、契約期間が終了したときの本賃貸借物件の集積場所からの撤去に要する費用並びに動産保険 {火災・落雷・盗難・漏損・風水災（台風・旋風・暴風雨等）}に係る費用を含む。

ただし、賃貸借料金を分割するにあたり 1 円未満の端数が発生した場

合は、その端数は初回に支払う賃貸借料の額に含めるものとする。

5 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。ただし、この契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

6 下関市暴力団排除条例による措置

別記1「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

7 特記仕様書（環境編簡易）

別記2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

8 その他

(1) 検品については、搬入時に搬入場所にて情報政策課職員が行う。

(2) 落札決定者には次の区分毎の単価照会を行う。

- ・ノートパソコン
- ・モノクロレーザープリンタ
- ・パソコン設置及び設定
- ・プリンタ設置及び設定

(3) この仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。